

## 現場代理人の常駐義務緩和措置の拡大について

平成24年3月30日

市民総務部財政課

東日本大震災により甚大な被害を被った本市の早期復旧を図るため、平成23年12月22日から現場ごとに常駐すべき現場代理人について、一定の要件を満たす場合に常駐義務の緩和措置を講じているところです。

しかしながら、発注の本格化に伴い入札不調が増加傾向にあることや、今後、発注量の急増が見込まれることから、宮城県の取り扱いに準じ、下記のとおり更なる現場代理人の常駐義務緩和措置の拡大を図ることにしました。

《参考：現場代理人とは》

現場代理人は、請負契約の適格な履行を確保するため、工事現場の運営や取り締まりのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐が義務付けられている。(契約約款第10条第2項)

### 記

契約約款上の現場代理人	工事現場ごとに常駐義務が課せられる。(他の工事との兼務禁止)
-------------	--------------------------------

↓

平成23年12月22日以降の常駐義務緩和措置	○対象工事：各工事の請負代金額が2,500万円未満で東日本大震災に関連する災害復旧等の工事であること。 ○兼務可能：2件までの工事で可能とする。 件数 ○連絡体制：常時、監督員との連絡体制が整っていること。
------------------------	--

↓

今般の常駐義務緩和措置の拡大	○対象工事：各工事の予定価格(税込み)が <b>8,000万円未満</b> で東日本大震災に関連する災害復旧等の工事及び <b>通常の工事</b> であること。ただし、現場代理人が監理技術者又は専任の主任技術者と兼務しないことに限る。 ○兼務可能：2件までの工事で可能とする。 件数 ○連絡体制：常時、監督員との連絡体制が整っていること。
----------------	--

### ※適用

今般の常駐義務緩和措置の拡大については、平成24年4月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う工事から当分の間適用する。